

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大宜味村長

市町村名 (市町村コード)	大宜味村 (473022)
地域名 (地域内農業集落名)	田港地域 (田港区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月25日 (第3回)

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農振農用地区域の土地改良区内にあり、オクラ、ウコン、パパイヤ等の野菜類が主に栽培されています。  
高齢化の深刻化や未相続の畑が多くヤミ小作が多く農地の貸借が難しくなっています。よって遊休農地の更なる増加が懸念され、そのために持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特産物であるオクラ、ウコン、パパイヤ等の野菜類については担い手への農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図ります。また、利用者のいない農地については地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11 ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の土地改良区内のオクラ、ウコン、パパイヤ等が比較的多く栽培されている農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

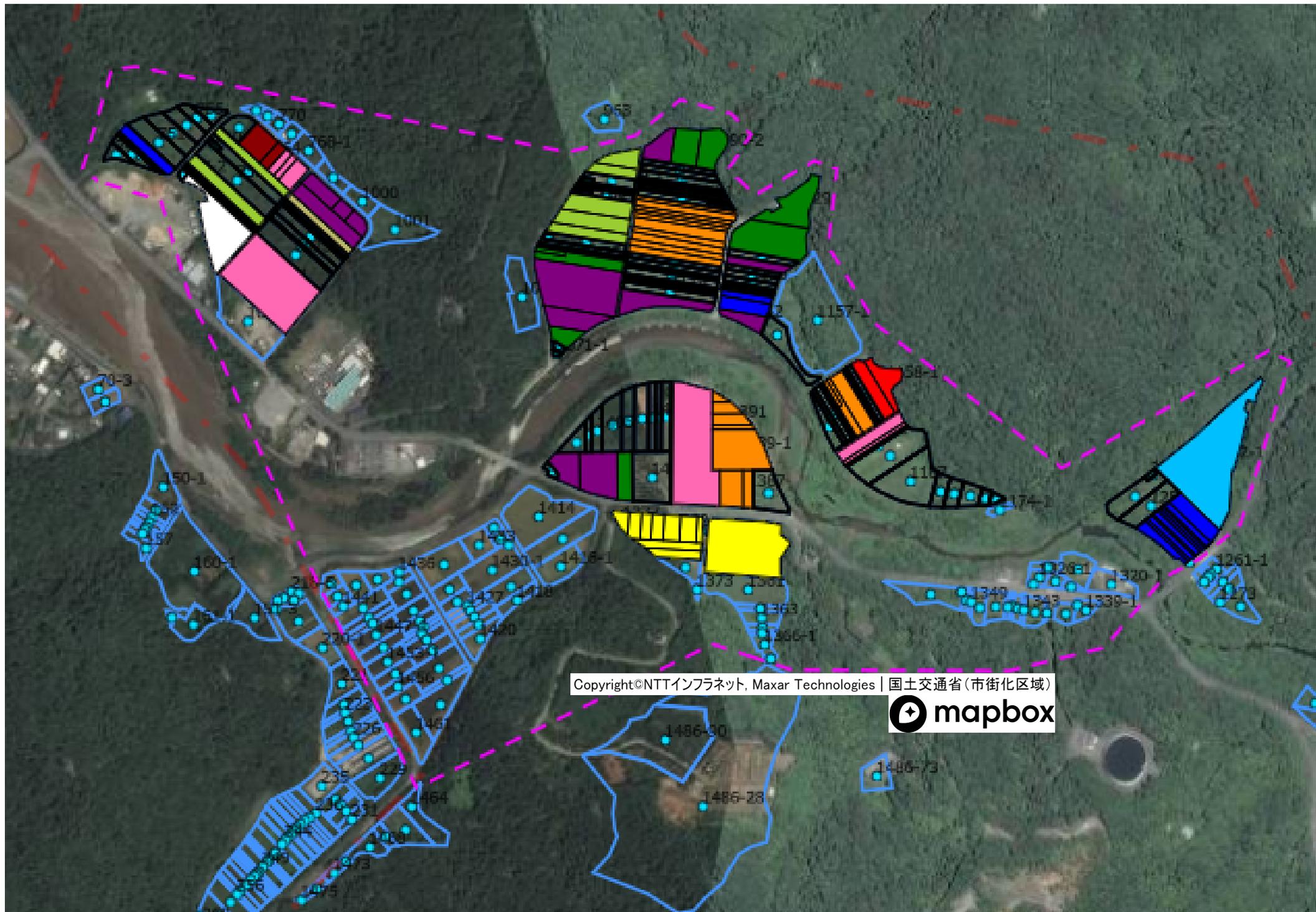
(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者及び地域での意欲的に農業を営む意向のある農家を中心に面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農業を利用者の経営意向を考慮しながら農地中間管理事業を活用し、権利設定を段階的に進め、担い手への農地の集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地整備事業等を活用し令和6年度から整備の実施を始める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外からの多様な経営体が地域計画区域内で農地を活用したい意向があれば、沖縄県やJAと連携し、地域の意向に沿った農業が出来るよう支援を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
栽培管理及び収穫支援サービス事業者があれば、農作業を委託することを検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシの被害が拡大しないよう防止柵の設置を推進する。
- ③カンキツ類だけでなくそれ以外の品目でも防除作業などについてドローンによる効率的な防除体系を進める。
- ⑧土地改良区内の排水路、農道及び農地に対し、修繕、舗装及び盛土等の基盤整備をすすめ、営農しやすい環境を作りを進める。



Copyright©NTTインフラネット, Maxar Technologies | 国土交通省(市街化区域)

